

記

1 介護業務に従事しながら研修を受講した場合の就職支援金の取扱い

令和3年度から、他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者であって介護職員初任者研修等を修了した者に対して、介護・障害福祉分野における介護職として就職する際に、就職支援金（20万円）の貸付を行い、2年間、介護・障害福祉分野における介護職員として継続して従事した場合は全額返済免除となる事業を実施します。（別添1及び2参照。6月15日付事務連絡別添1及び2と同じ。）

本貸付事業は、公共職業訓練や求職者支援訓練等の介護職員初任者研修等を修了して介護施設での就職が決まった者に加え、介護施設での就職後、当該施設で勤務しながら介護職員初任者研修等を修了した方も、当該就職支援金の貸付対象となっています。

なお、本貸付事業は、都道府県により実施時期が異なりますので、詳細は都道府県の「介護分野就職支援金貸付事業」等の担当部局にお問い合わせください。

2 雇用管理改善、雇入れ、職場定着に係る各種助成金の活用

厚生労働省では、事業者の方の雇用管理改善、雇入れ、職場定着を支援するため、以下の雇用関係助成金により支援をしていますので、詳細は最寄りの都道府県労働局職業安定部にご相談ください。

① 人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）

事業主が介護福祉機器の導入を通じて、事業所の雇用保険被保険者数に応じ、低下させる離職率の目標を達成した場合に助成（被保険者の数が10人以上30人未満の場合、対象期間に10%ポイント減を達成すれば介護福祉機器の導入等に要した費用の20%、上限150万円助成）。

② トライアル雇用助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就労経験のない職業に就くことを希望する方等に対して原則3か月試行雇用する事業主に対

して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成（所定労働時間が週 30 時間以上の場合は、月額最大 4 万円を支給）

3 職場見学・職場体験の推進によるマッチング支援

他分野離職者に対して介護分野の魅力を発信することが参入促進に繋がることから、別添のとおり、都道府県に対し、ハローワークにおける求職者等への職場体験等の取組を推進するため、ハローワークに求人を提出しており、求職者等の受入れが可能で、積極的な参加を希望する介護事業所を一覧として都道府県労働局に提供することが有効であることをお示ししています。このため、都道府県から、貴団体及び会員事業者に対し、当該一覧作成に係る協力依頼があった場合は、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上